

役員退任一時金規程

(目的)

第1条 この規程は、常勤役員の退任一時金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員)

第2条 この規程において常勤役員とは、会長、専務理事、常務理事及び常勤監事をいう。

2 常勤役員に、退任一時金を支給するものとする。ただし、役員兼務職員の身分のまま退任した場合は、退任一時金は支給しないものとする。

(一時金の額)

第3条 退任一時金の額は、役員在任期間によらず、一律100万円とする。

(支給時期)

第4条 退任一時金は、役員退任日に支給するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員退任一時金に関することは会長が定めるものとする。

(施行期日)

この規程は、令和2年6月18日に制定し、令和2年6月30日から施行する。